

令和4年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	関係法令及び通知等 No.4 7	令和4年5月18日 4 福保子保第510号「東京都認証保育所における学齢児受け入れの取り扱いについて（通知）」	(追加)	新規追加
7	1 運営方針 (1) 契約状況	【基本的考え方】 ※ 学齢児の受け入れについて届出をしている場合は、(3)及び(6)に「学齢児預かり」について明記すること。 【関係法令等】 (3) 4 福保子保第510号通知	(追加) (追加)	新規追加
8,9	2 児童の入所状況 (1) 認証定員の遵守	1 定員 (1) A型 a 及び b (略) c 0歳児の定員を設定すること。<u>(ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。)</u> d (略) (2) B型 a (略) b 0歳児の定員を設定すること。<u>(ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。)</u>	1 定員 (1) A型 a 及び b (略) c 0歳児の定員を設定すること。 d (略) (2) B型 a (略) b 0歳児の定員を設定すること。	東京都認証保育所事業実施要綱改正による

令和４年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
10	3 組織管理 (4) 育児休業規程等	【基本的考え方】 妊娠又は出産等についての申出があった場合は、<u>育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。</u> 《周知事項》 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 《周知・意向確認の方法》 ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) <u>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第69条の3、第69条の4</u>	(追加) 【関係法令等】 (1) 育児・介護休業法第21条	法令改正による修正
12, 13	4 職員の状況 (2) 保育従事職員等	【基本的考え方】 保育従事職員配置基準 (1) から (6) (略) (7) <u>学齢児を受け入れる時間帯には、専用区画に職員（設置者が指揮命令権を有する者）を1名以上配置すること。</u> <u>実施要綱7に定める保育従事職員を配置する場合は、その時間帯において当該職員を未就学児にかかる保育従事職員配置基準に含めることはできない。開所時間中に当該基準を欠くことがないよう人員配置管理を徹底すること。</u> 【関係法令等】 (2) 4 福保子保第510号通知	(追加) (追加)	新規追加
14	(6) 健康管理	【関係法令等】 (2) <u>労働安全衛生規則第12条の2～4、23条の2</u>	【関係法令等】 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～4	法令改正による修正

令和４年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
15	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	【基本的考え方】 3 面積基準 (1) (略) (2) 保育室又は遊戯室 2歳以上児1人当たり1.98㎡（内法面積）以上 <u>ただし、学齢児の受け入れについて届出をしている場合は、専用の区画を設置することを原則とし、やむを得ず未就学児と同室を共用する場合は、未就学児の区分については上記の面積基準を満たすこと。また、未就学児が容易に立ち入れないように明確に区分すること。区分のために衝立等を使用する場合は、衝立等を固定する等して、転倒等の事故防止に十分配慮し、十分配慮し、安全性を確保すること。また、学齢児の活動に伴う音（声を含む）などにより未就学児の保育に支障がないよう留意すること。</u> (3) から (5) (略) <u>※学齢児の受け入れについて届出をしている場合は、(3)～(5)について未就学児と共有して利用することができるが、異なる年齢の児童が安心かつ安全に使用できるよう配慮等を行うこと（学齢児が未就学児の便所を使用する際のプライバシー保護を含む。）。</u> 【観点】 1 から 3 (略) 4 <u>未就学児の保育に支障がないか。</u> 5 <u>便所には保育室とは別に専用の手洗設備が設けられており、児童が安全に使用できるものか。</u> 6 及び 7 (略) 8 <u>未就学児と学齢児が共用する設備に必要な配慮等がされているか。</u> 9 <u>認証関係書類等を整備、保管しているか。</u> 10 <u>保育に必要な用具及び備品が備えられているか。</u> 【関係法令等】 (3) 4 福保子保第510号通知	【基本的考え方】 3 面積基準 (1) (略) (2) 保育室又は遊戯室 2歳以上児1人当たり1.98㎡（内法面積）以上 (3) から (5) (略) (追加) 【観点】 1 から 3 (略) 4 <u>便所には保育室とは別に専用の手洗設備が設けられており、児童が安全に使用できるものか。</u> 5 及び 6 (略) 7 <u>認証関係書類等を整備、保管しているか。</u> 8 <u>保育に必要な用具及び備品が備えられているか。</u> 【関係法令等】 (追加)	新規追加 4 及び 8 新規追加による 5 から 10 までの連番修正 新規追加
15	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	【評価・指導事項】 (2) <u>学齢児のための専用区画を設置していない、または、未就学児と明確に区分していない。</u> 【評価区分】 <u>C</u>	(追加) (追加)	新規追加

令和4年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
15	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	【評価・指導事項】 <u>(3) 学齢児と未就学児の区分について、事故防止への配慮が不十分である。</u> 【評価区分】 <u>B</u>	(追加) (追加)	新規追加
15	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	【評価・指導事項】 <u>(4) 学齢児の活動に伴う音などにより未就学児の保育に支障がある。</u> 【評価区分】 <u>B</u>	(追加) (追加)	新規追加
15	6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	【評価・指導事項】 <u>(1) 共用する設備について、配慮が不十分である。</u> 【評価区分】 <u>B</u>	(追加) (追加)	新規追加
16	(2) 建物設備の安全、衛生	【関係法令等】 <u>(2) 4 福保子保第510号通知</u>	(追加)	新規追加
18	7 災害対策の状況 (4) 防災訓練等	【基本的考え方】 ・区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、 <u>その結果を区市町村長に報告しなければならない。</u> 【観点】 6 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、 <u>区市町村長に報告しているか。</u> 【評価・指導事項】 <u>(2) 区市町村長に報告していない。</u> 【評価区分】 <u>B</u>	【基本的考え方】 ・区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しなければならない。 【観点】 6 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。 【評価・指導事項】 (追加) 【評価区分】 (追加)	法令改正による修正

令和４年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号10 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」 【略称】 労働安全衛生規則	【関係法令及び通知等】 昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生法施行規則」 【略称】 労働安全衛生法施行規則	文言修正
凡例	項目番号11 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」 【略称】 食品衛生法	【関係法令及び通知等】 昭和28年10月20日条例第111号「食品製造業等取締条例」 【略称】 食品製造業等取締条例	条例廃止及び法令等改正による 追加・削除
凡例	項目番号12 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 昭和28年8月31日政令第229号「食品衛生法施行令」 【略称】 食品衛生法施行令	【関係法令及び通知等】 昭和28年11月1日規則第183号「食品製造業等取締条例施行規則」 【略称】 食品製造業等取締条例施行規則	条例廃止及び法令等改正による 追加・削除
凡例	項目番号13 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」 【略称】 食品衛生法施行規則	(追加)	条例廃止及び法令等改正による 追加
凡例	項目番号14 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」 【略称】 薬生食監発0805第3号通知	(追加)	条例廃止及び法令等改正による 追加
凡例	項目番号15 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 令和4年3月31日3福保子保第5580号「認証保育所における検食の保存について（通知）」 【略称】 3福保子保第5580号通知	(追加)	条例廃止及び法令等改正による 追加
凡例	項目番号18 関係法令 及び通知等・略称	【関係法令及び通知等】 昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」 【略称】 学校保健安全法施行令	(追加)	根拠法令等追加
凡例	項目番号22 略称	府子本第912号通知	府子本第912号	他項目の表記と合わせた修正

令和４年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号23 略称	26福保子保第2984号通知	26福保子保第2984号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号24 略称	児発第284号通知	児発第284号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号26 関係法令 及び通知等	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、 <u>障 発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・ 児童相談所との連携の強化について」</u>	平成31年2月28日子発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその 設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号27 関係法令 及び通知等	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、 <u>障 発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市 町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」</u>	平成31年2月28日子発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外 保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号24 関係法令 及び通知等	(削除)	<u>平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の 確保について」</u>	根拠法令等削除
凡例	項目番号29 略称	27福保子保第3650号通知	27福保子保第3650号	他項目の表記と合わせた修正
凡例	項目番号30 関係法令 及び通知等・略称	<u>【関係法令及び通知等】 平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故 防止及び救急対応策の徹底について（通知）」</u> <u>【略称】 30福保子保第3635号通知</u>	(追加)	根拠法令等追加
凡例	項目番号27 関係法令 及び通知等	(削除)	<u>令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保 発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合 の事故の防止について」</u>	根拠法令等削除
凡例	項目番号28 関係法令 及び通知等	(削除)	<u>平成29年6月16日雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業 及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止 について」</u>	根拠法令等削除
凡例	項目番号31 関係法令 及び通知等・略称	<u>【関係法令及び通知等】 令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発 0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の 事故防止について（通知）」</u> <u>【略称】 府子本第679号通知</u>	(追加)	根拠法令等追加
凡例	項目番号32 関係法令 及び通知等・略称	<u>【関係法令及び通知等】 令和4年5月18日4福保子保第510号「東京都認証保育所における学齡児受 入れの取扱いについて（通知）」</u> <u>【略称】 4福保子保第510号通知</u>	(追加)	根拠法令等追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
24	1 保育の状況 (4) 保育内容の状況 キ 保護者との連携状況	【観点】 1 保護者との連携は十分か。 【関係法令】 (2) 実施細目6(1)エ、9 (5) 4福保子保第510号通知	【観点】 1 保護者との連携は十分か。 【関係法令】 (2) 実施細目6(1)エ	根拠法令等追加
24	1 保育の状況 (4) 保育内容の状況 ク 登降園の状況	【観点】 1 児童の送迎は、保護者等が行うよう周知徹底しているか。 【関係法令】 (1) (略) 【評価・指導事項】 (1) <u>周知していない。</u> (2) <u>周知が不十分である。</u> 【評価区分】 <u>C</u> B	【観点】 1 児童の登降園は保護者等が行っているか。 【関係法令】 (1) (略) (2) <u>雇児総発第402号通知別添2、1</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>児童の登降園を責任ある人以外の人が行っている。</u> (2) <u>その他不適正事項がある。</u> 【評価区分】 <u>B</u> B	説明及び評価事項等の修正
25	2 食事の提供の状況 (4) 食事の状況 イ 検食の保存	【基本的考え方】 <u>学校、病院その他の施設において、継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）では、食品による中毒防止について特段の注意を払う必要がある。また、集団給食施設では、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検食を適切に保存する必要がある。</u> <u>集団給食施設では、次に従い検食の保存を行うこと。</u> (略) 【関係法令等】 (1) <u>3福保子保第5580号通知</u>	【基本的考え方】 <u>給食供給者とは、学校、病院、社会福祉施設等において特定多数人に対して、同一の施設等で週1回以上継続的に1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する者をいう。</u> <u>給食施設では、食品による中毒防止について特段の注意を払う必要がある。また、給食供給者は、食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検食を適切に保存する必要がある。</u> <u>給食供給者は、次に従い検食の保存を行うこと。</u> (略) 【関係法令等】 (1) <u>食品製造業等取締条例第6条</u>	条例廃止に伴う説明及び根拠法令等修正

令和４年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
26	2 食事の提供の状況 (5) 営業の届出等（集団給食施設） ア 営業の届出（集団給食施設）	【項目】 (5) <u>営業の届出等（集団給食施設）</u> ア <u>営業の届出（集団給食施設）</u> 【基本的考え方】 <u>集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない（ただし、1回の提供食数が20食程度未満の施設を除く。なお、令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。）。</u> <u>なお、調理業務を外部事業者に委託する場合は、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。</u> 【観点】 1 <u>営業の届出</u>をしているか。 【関係法令等】 (1) <u>食品衛生法第57条、第68条</u> (2) <u>食品衛生法施行規則第70条の2</u> (3) <u>薬生食監発0805第3号通知</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>営業の届出</u>をしていない。	【項目】 (5) <u>給食供給者の届出等</u> ア <u>給食供給者の届出</u> 【基本的考え方】 <u>給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から１０日以内に、知事に届け出なければならない</u> <u>ただし、健康増進法に基づき、特定給食施設の開始届をすでに提出している給食施設については、再び届け出る必要はない。</u> 【観点】 1 <u>給食供給者の届出</u>をしているか。 【関係法令等】 (1) <u>健康増進法第20条</u> (2) <u>食品製造業等取締条例第5条の6</u> (3) <u>食品製造業等取締条例施行規則第7条の3第2項</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>給食供給者の届出</u>をしていない。	法令等改正
26	2 食事の提供の状況 (5) 営業の届出等（集団給食施設） イ 食品衛生責任者の選任	【項目】 イ <u>食品衛生責任者の選任</u> 【基本的考え方】 <u>集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。</u> <u>※ 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士等のほか、知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。</u> 【観点】 1 <u>食品衛生責任者を選任</u>しているか。 【関係法令等】 (1) <u>食品衛生法施行規則第66条の２、別表17</u> (2) <u>薬生食監発0805第3号通知</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>食品衛生責任者を選任</u>していない。	【項目】 イ <u>食品衛生責任者の設置</u> 【基本的考え方】 <u>食品供給者は、施設ごとに自ら食品衛生責任者となるか、又は当該施設における従事者のうちから食品衛生責任者1名を定めて置かなければならない。</u> <u>※ 食品衛生責任者とは、</u> (1) <u>栄養士</u> (2) <u>調理師</u> (3) <u>保健所長等が実施する食品衛生責任者のための講習会の受講修了者</u> (4) <u>知事が指定した講習会の受講修了者</u> などである。 【観点】 1 <u>食品衛生責任者を設置</u>しているか。 <u>食品衛生責任者は、常時、施設、食品の取扱い等を管理できる者のうちから選任する。</u> 【関係法令等】 (1) <u>食品製造業等取締条例第6条</u> <u>別表4給食供給者の衛生基準</u> <u>第2「衛生管理運営基準」</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>食品衛生責任者を設置</u>していない。	法令等改正

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
26	2 食事の提供の状況 (5) 営業の届出等（集 団給食施設） イ 食品衛生責任者の選 任	（削除）	【基本的考え方】 2 給食供給者は、調理場の見やすい場所に食品衛生責任者の氏名を掲示すること。 （名札の大きさは、一辺が二十センチメートル以上、他辺が十センチメートル以上の長方形とする。） 【観点】 1 食品衛生責任者の氏名を掲示しているか。 【関係法令等】 (1) 食品製造業等取締条例第6条 別表4給食供給者の衛生基準 第2「衛生管理運営基準」 【評価・指導事項】 (1) 食品衛生責任者の氏名を掲示していない。 （給食供給者の場合） 【評価区分】 B	条例廃止に伴う削除
26	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理	<u>食品衛生法等の改正により、集団給食施設は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施すること及び食品衛生責任者を選任することとされている。</u> ※ HACCP に沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616 第1号）」は、HACCP の概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等（厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載））を参考にして、HACCP に沿った衛生管理を実施することも可能とされている。 （参考）薬生食監発0805第3号通知	（追加）	法令等改正の説明の追加
26	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 ア 検便	【観点】 1 調理従事者・調乳担当者の検便を毎月適切に行っているか。 【関係法令等】 (1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監第0805第3号通知 (4) 実施細目6(4)エ (5) 労働安全衛生規則第47条 (6) 雇児総発第36号通知	【観点】 1 調理従事者・調乳担当者の検便を毎月適切に行っているか。 【関係法令等】 (1) 実施細目6(4)ウ (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 雇児総発第36号通知	根拠法令等追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
27	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 イ 調理従事者の健康 チェック及び調理設備 の点検	【観点】 1 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録をしているか（雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。）。 【関係法令等】 (1) <u>食品衛生法第51条、第68条</u> (2) <u>食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17、別表第18</u> (3) <u>食品衛生法施行令第34条の2</u> (4) <u>薬生食監第0805第3号通知</u> (5) <u>実施細目6(4)エ</u>	【観点】 1 調理従事者・調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録をしているか（雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置替えについても同様に行っているか。）。 【関係法令等】 (1) <u>実施細目6(4)ウ</u>	根拠法令等追加及び関係法令改正に伴う訂正
27	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 イ 調理従事者の健康 チェック及び調理設備 の点検	【観点】 2 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。 【関係法令等】 (1) <u>食品衛生法第51条、第68条</u> (2) <u>食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17、別表第18</u> (3) <u>食品衛生法施行令第34条</u> (4) <u>薬生食監第0805第3号通知</u> (5) <u>実施細目6(4)オ</u>	【観点】 2 衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。 【関係法令等】 (1) <u>実施細目6(4)エ</u>	根拠法令等追加及び関係法令改正に伴う訂正
27	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理	【項目】 <u>ウ 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理等</u> 【基本的考え方】 ・食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。 ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。 ・哺乳ビンを使用することによく洗い、滅菌すること。 ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。 ・原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。 ・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にする こと。 【関係法令等】 (1) <u>食品衛生法第51条、第68条</u> (2) <u>食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17、別表第18</u> (3) <u>食品衛生法施行令第34条</u> (4) <u>薬生食監第0805第3号通知</u> (5) <u>実施細目6(4)ア</u> (6) <u>雇児発第177号通知別添第6(1)</u>	【項目】 (追加) 【基本的考え方】 ・食器類や哺乳ビンは使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。 ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。 ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。 ・食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。 【関係法令等】 (1) <u>実施細目6(4)ア</u> (2) <u>雇児発第177号通知別添第6(1)ア</u>	通知の改正に伴う説明等の追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
28	3 健康・安全の状況 (2) 児童健康診断	【観点】 3 実施時期・方法等は適切か。 ・ 未実施児対策は十分か。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>学校保健安全法</u> (3) <u>学校保健安全法施行令</u> (4) <u>学校保健安全法施行規則</u> (5) <u>児発第284号通知</u>	【観点】 3 実施時期・方法等は適切か。 ・ 未実施児対策は十分か。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>学校保健安全法施行規則</u> (3) <u>児発第284号通知</u>	根拠法令等追加
29	3 健康・安全の状況 (4) 虐待などへの対応	【観点】 2 発見したときは、速やかに通告しているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>子発0228第3号通知</u>	【観点】 2 発見したときは、速やかに通告しているか。 【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) <u>子発0228第3号</u>	他項目の表記と合わせた修正
29	3 健康・安全の状況 (4) 虐待などへの対応	【観点】 3 関係機関との連携が図られているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>子発0228第2号通知</u>	【観点】 3 関係機関との連携が図られているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>子発0228第2号</u>	他項目の表記と合わせた修正
29	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 イ 感染症	【基本的考え方】 ・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを用意しているか。 保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）を参考に<u>取り組むことが望ましい。</u>	【基本的考え方】 ・ 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは一人一人のものを用意しているか。 保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）を参考に<u>取り組むことが望ましい。</u>	文言修正
29	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 ウ アレルギー疾患	【基本的考え方】 アレルギー疾患を有する子供の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、適切な対応を行うこと。 【参考】「<u>子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック</u>」（平成30年3月改定 東京都福祉保健局） 【観点】 ・ 生活管理指導表等により、保護者等と情報を共有しているか。 【関係法令等】 (1) <u>雇児発第177号通知別添第7(8)</u> (2) <u>保育所保育指針第3章1(3)ウ</u> <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u>	【基本的考え方】 アレルギー疾患を有する子供の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、適切な対応を行うこと。 【観点】 ・ 生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 【関係法令等】 (1) <u>保育所保育指針第3章1(3)ウ</u> <u>保育所保育指針第3章3(2)イ</u>	説明及び根拠法令等追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
29	3 健康・安全の状況 (6)衛生管理	【観点】 1 食中毒事故の発生防止を行っているか。 また、食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。 【関係法令等】 (1) 実施細目6(4)エ、オ (2)～(5) (略)	【観点】 1 食中毒事故の発生防止を行っているか。 また、食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。 【関係法令等】 (1) 実施細目6(4)ウ、エ (2)～(5) (略) (6) 保育所保育指針第3章3(1)	関係法令改正に伴う訂正及び根拠法令等削除
30	3 健康・安全の状況 (7)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第2章1(3)ア (3) 保育所保育指針第3章1(3)イ (4) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (5) 27福保子保第3650号通知 (6) 30福保子保第3635号通知	【観点】 1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育指針第2章1(3)ア (3) 保育指針第3章1(3)イ (4) 保育指針第3章3(2)イ (5) 27福保子保第3650号	根拠法令等追加
30	3 健康・安全の状況 (7)乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	【観点】 2 <u>睡眠時チェック表を作成しているか。</u> 【関係法令等】 (1) <u>雇児発第177号通知別添第7(7)</u> (2) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u> (3) <u>27福保子保第3650号通知</u> (4) <u>30福保子保第3635号通知</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>睡眠時チェック表を作成していない。</u> (2) <u>睡眠時チェック表の記録が不十分である。</u> 【評価区分】 C B	(追加)	項目の追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
30	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 【関係法令等】 (1) <u>雇児発第177号通知別添第7(8)</u> (2) <u>保育所保育指針第1章1(4)イ</u> (3) <u>保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)②</u> (4) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u> (5) <u>4福保子保第510号通知</u> 【評価・指導事項】 (1) <u>児童の事故防止に配慮していない。</u>	【観点】 1 児童の事故防止に配慮しているか。 【関係法令等】 (1) 保育所保育指針第3章3(2) 【評価・指導事項】 (1) <u>児童一人一人の行動、特性を把握した安全管理に努めていない。</u>	根拠法令等追加及び評価・指導事項の表記の修正
30	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【観点】 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>実施細目6(4)イ</u> (3) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u>	【観点】 2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア	関係法令改正に伴う根拠法令等追加
30	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【基本的考え方】 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 【参考】「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府） 「<u>食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について</u>」（令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 【観点】 3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ	【基本的考え方】 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 【参考】「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月 内閣府） 【観点】 3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)イ	説明及び根拠法令追加

令和4年度 認証保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
30	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【基本的考え方】 ○ 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育従事職員が対応する。 ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 【観点】 4 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。 【関係法令等】 (1) <u>雇児発第177号通知別添第7(8)</u> (2) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u> 【評価・指導事項】 (1) (略) (2) <u>園外保育時における複数の保育従事職員（うち1人以上は保育士）の対応が不十分である。</u> 【評価区分】 <u>C</u> B	【基本的考え方】 ○ 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育従事職員が対応する。 ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 【参考】「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課 【観点】 4 園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。 【関係法令等】 (1) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア</u> 【評価・指導事項】 (1) (略) 【評価区分】 B	説明及び根拠法令等の追加
31	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【観点】 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</u> (3) <u>府子本第679号通知</u>	【観点】 5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>保育所保育指針第3章3(2)ア</u> (3) <u>府子本第659号通知</u> (4) <u>雇児保発0616第1号</u>	根拠法令等追加及び削除
31	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【観点】 7 事故報告を区市町村に速やかに行っているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>府子本第912号通知</u> (3) <u>26福保子保第2984号通知</u> (4) (略) (5) <u>4福保子保第510号通知</u>	【観点】 7 事故報告を区市町村に速やかに行っているか。 【関係法令等】 (1) (略) (2) <u>府子本第912号</u> (3) <u>26福保子保第2984号</u> (4) (略)	根拠法令等追加

令和４年度 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（会計関係）

改正基準 （案）の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
34	1 収入	保育料は、設置者が自由に設定できる。ただし、月220時間以下の利用をした場合の月額は、3歳未満児の場合80,000円（区市町村が認める場合は104,000円）、3歳以上児（認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く）の場合77,000円（区市町村が認める場合は101,000円）を超えない料金設定とすること。	保育料は、設置者が自由に設定できる。ただし、月220時間以下の利用をした場合の月額は、3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児（認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く）の場合77,000円を超えない料金設定とすること。	東京都認証保育所事業実施要綱改正による